

第65回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月19日（水曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）

アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグラウンドボールルーム

（末尾の「第65回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

議案 剰余金処分の件

目 次

第65回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	8
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	37

株主総会にご出席されない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月18日（火曜日）午後5時30分まで

証券コード 6294
2024年6月3日

株 主 各 位

大阪市港区海岸通4丁目1番18号
オカダアイオン株式会社
代表取締役社長 岡 田 祐 司

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、この度の能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aiyon.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「Investor Relations（投資家向け情報・English IR）」「財務レポート」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト（三井住友信託銀行 株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトへアクセスいただき、ID・初期パスワードをご入力ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オカダアイオン」又は「コード」に当社証券コード「6294」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月18日（火曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

スマートフォン等で、同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り、画面の案内に従って、賛否をご入力いただくか、当社指定の株主総会ポータルサイト® (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」および「パスワード」をご入力ください。株主総会ポータルサイト®上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開いていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「『株主総会ポータル』のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2024年6月19日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）
アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグランドボールルーム
（末尾の「第65回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第65期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金処分の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使等についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月19日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット・スマートフォンで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月18日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月18日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

前記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

オカダアイオン株式会社 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（可印欄）

株主総会ポータルサイト
ログイン用QRコード
ID・パスワードは不要

同封の
見本
を参照

オカダアイオン株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

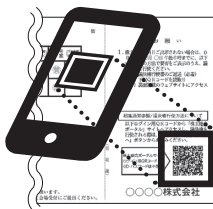
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

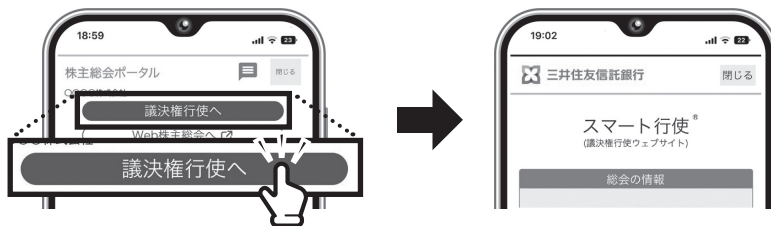
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2024年6月18日 (火) 午後5時30分**

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の
ログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

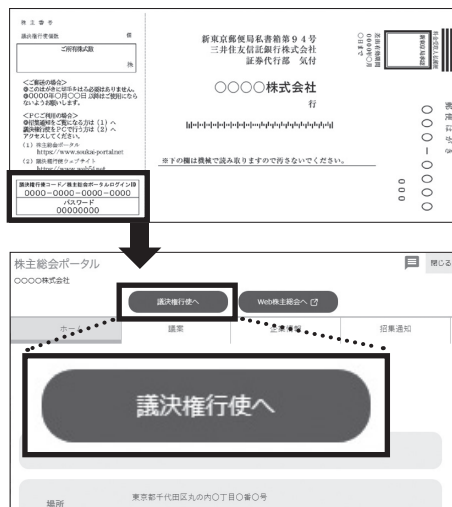
株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンを
クリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

議 案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は562,380,840円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月20日といたしたいと存じます。

(当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととしております。)

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済及び世界経済は、コロナ禍明けの経済活動の正常化により緩やかな回復基調となりました。一方で、資源・エネルギー価格の高止まりや、インフレに伴う欧米の高金利政策の継続、地政学リスクの高まりなどにより、依然として、先行きの景気不透明感が続いています。

このような環境のもと、当社グループは長期ビジョン「VISION30」の方針のもと、国内では足許の堅調な解体・インフラ工事需要に対応した増産と生産性向上を軸にした生産体制強化を注力課題として取組み、開拓余力の大きな海外では拠点展開している米国・欧州・アジアでの営業体制強化を図るなど、更なる持続的成長と企業価値向上に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高27,095百万円（前年同期比14.9%増）、営業利益2,719百万円（前年同期比38.4%増）、経常利益2,814百万円（前年同期比43.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,886百万円（前年同期比33.4%増）となり、連結会計年度の最高売上・最高利益を3期連続で更新いたしました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

【国内事業】

国内セグメントは、引き続き解体環境アタッチメントを中心に高水準の受注残を維持しており、増産や商材の確保に注力してきた結果、売上高20,249百万円（前年同期比7.9%増）となりました。機種別には、主力の圧砕機は再開発やビル・工場等の建替等による解体需要が引き続き堅調で売上高8,509百万円（前年同期比8.6%増）、つかみ機も金属スクラップ処理や木造解体、災害復興等の需要が引き続き堅調で、売上高1,573百万円（前年同期比20.5%増）となりました。輸入商材の大型環境機械は円安による仕入価格の高騰などもあり販売に苦戦したものの売上高625百万円（前年同期比35.0%増）と対前年比では売上を伸ばすことができました。また、グループ連携による販売強化を進めている林業機械は、一昨年投入した「ハイブリッドバケット」の販売が好調で売上高1,915百万円（前年同期比47.5%増）となりました。

一方、ケーブルクレーン事業は再生可能エネルギーとして見直されている水力発電所の改修工事などは引き続き順調に推移していますが、前年同期では大型案件のダム工事売上が計上さ

れていたことなどもあり売上高1,239百万円（前年同期比30.2%減）と減収となりました。アフタービジネスに関しては、原材料売上2,114百万円（前年同期比12.0%増）、修理売上高1,159百万円（前年同期比17.4%増）と底堅い伸びとなりました。その結果、セグメント利益は鋼材価格の上昇等による利益圧迫要因などがあったものの、販売価格の値上げ効果や増収が寄与し、1,817百万円（前年同期比9.4%増）と増益となりました。

【海外事業】

海外セグメントは、売上高6,846百万円（前年同期比42.6%増）となりました。主力地域の北米では子会社Okada America, Inc. で引き続き販売が堅調に推移するとともに、昨年末に経営統合したOkada Midwest, Inc. の売上が寄与した結果、売上高4,817百万円（前年同期比63.0%増）となりました。欧州は米国同様、昨年後半からの需要の減速影響を受けつつも売上高1,156百万円（前年同期比13.7%増）と増収を確保いたしました。一方でアジア地域は市場全体の需要減の影響もあり売上高583百万円（前年同期比3.0%減）となりました。セグメント利益に関しては、Okada Midwest, Inc. 取得時の「のれん」の償却費などが発生したものの、北米の増収影響や海上運賃の値戻しの影響が大きく907百万円（前年同期比178.2%増）と大幅な増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額（のれんを除く）は、954百万円でありま
す。

その主なものは、札幌営業所新築建設費用（162百万円）、Okada America, Inc. 新築建
設費用（390百万円）などであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、事業展開における資金需要に対して、安定的かつ機動的な資金調達体制の
構築、財務運営の一層の強化を図ることを目的として、主要取引金融機関と総額10,300百万
円（実行額5,900百万円）の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 62 期 (2021年 3月期)	第 63 期 (2022年 3月期)	第 64 期 (2023年 3月期)	第 65 期 (当連結会計年度 (2024年 3月期))
売 上 高 (百万円)	17,591	20,306	23,575	27,095
経 常 利 益 (百万円)	1,433	1,808	1,961	2,814
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	919	1,190	1,414	1,886
1株当たり当期純利益 (円)	115.01	148.63	176.33	235.07
総 資 産 (百万円)	22,272	25,516	30,594	34,008
純 資 産 (百万円)	11,392	12,544	13,961	16,019

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイオンテック	20百万円	100%	建設機械、 同部品および同付 属品の製造、販売等
Okada America, Inc.	5百万米ドル	100%	建設機械の販売
Okada Europe B.V.	1百万ユーロ	100%	建設機械の販売
株式会社南星機械	30百万円	100%	林業・産業機械・ケーブルクレーン、同部品・機材および同付属品の製造、販売等

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内経済は円安を背景にした物価高や人手不足により景気の足踏み状態が続き、世界経済は引締めの金融環境を背景に緩やかな景気減速傾向が続くと思われまます。加えて、ロシアのウクライナ侵攻の長期化やパレスチナ情勢などの地政学リスク、米国大統領選をはじめとする各国の重要選挙に伴う政治リスクなど、引き続き国内外の経済動向は不確実で予断を許さない状況が続くと思われまます。

一方、当業界におきましては、国内では、全国各地の老朽インフラの再整備、大都市圏を中心とした都市再開発、災害復興工事や耐震・防災構造への建替え、資源再利用のためのリサイクル、森林・林業再生プランに基づく林業機械化など、国土のレジリエンスに寄与する幅広い分野での当社グループの建設機械・林業機械需要は、引き続き底堅いものと期待されまます。また、海外では欧米各国に加えて、アジア・中東・オセアニア・南米など、全世界的にインフラ・解体工事・スクラップ需要は今後も中長期的な拡大が期待できると思われまます。

このような環境のもと、当社グループは、経営理念である「社会に存在価値ある会社」の実現に向けて、長期ビジョン「VISION30」の方針に則り、ユーザー・協力会社の皆様や従業員の安全を最優先とし、安定的な商品提供と迅速・丁寧なアフターサービスに心がけ、お客様の期待にお応えできるよう社内体制の整備を図り、社会的責任を果たしつつ、事業の拡大による企業価値向上を図ってまいりまます。

今期からの3ヵ年計画「ローリングプランFY2024～FY2026」に基づき、国内では、顧客対応力強化のため、子会社南星機械との営業統合、営業所の新設・リニューアルを進めるとともに、生産体制や製品・部品の供給体制、原価管理体制を見直し改善していくことで、一気通貫のバリューチェーンの更なる強化を図ってまいりまます。また、成長余力の大きな海外では、拠点のある米国・欧州・アジアの3地域に重点的に商材・戦力を投入し、継続的に市場開拓を進めて行くとともに、特に米国では、グループ化したシカゴのOkada Midwest, Inc.との連携を強化しビジネスの多様化・拡大化を図ってまいりまます。

更に、持続的成長を支えるガバナンス体制の構築やシステムインフラの整備、DX活用による業務改革と顧客対応力の強化等により経営基盤強化を図るとともに、成長の担い手である従業員が「働きやすい、働きたくなる、働きがいのある」会社の実現に向けた人材戦略や、地球温暖化対策をはじめとした環境問題へも重点的に取り組み、グループ一丸となってE S G経営を実践してまいりまます。

また、株主還元につきましては、配当性向30%を目標とするとともに、安定成長にもとづいた累進的配当方針を維持してまいりまます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの主要な営業品目は次のとおりであります。

品 目		製品分類	主要製品名
解体環境アタッチメント	圧 砕 機	大 割 機	TS-Wクラッシャー、TSRCクラッシャー
		小 割 機	コワリクン、マグネットコワリクン
		鉄 骨 カ ッ タ ー	TS-Wカッター、TS-Wクロスカッター、TS-Sカッター、TSカッター
	油 圧 ブ レ ー カ	油 圧 ブ レ ー カ	TOP-Jシリーズ、超低騒音Sシリーズ
	つ か み 機	グ ラ ッ プ ル	ASGグラップル、スクラップグラップルNSG
		定 置 ロ ー ダ	HLCシリーズ
	環境アタッチメント	環境アタッチメント	アミダス、スクリーンバケット、アイオン与作
そ の 他	そ の 他	散水小僧、アイオンカプラー、アイオンハイマグ、ブラッシュカッター	
林 業 機 械	林 業 機 械	木材用グラップル、CMプロセッサ、NGHハーベスタ、NSW地引きウインチ、ハイブリッドバケット	
大 型 環 境 機 械	大 型 環 境 機 械	タブグラインダー、ウッドホグ、ログバスター、ビッグバス	
ケ ー ブ ル ク レ ーン	ケ ー ブ ル ク レ ーン	ケーブルクレーン、大型ウインチ	

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 港 区	湘 南 営 業 所	神 奈 川 県 平 塚 市
関 西 支 店		中 部 営 業 所	岐 阜 県 大 垣 市
海 外 事 業 所		北 陸 営 業 所	石 川 県 金 沢 市
東 京 本 店	東 京 都 板 橋 区	広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
札 幌 営 業 所	札 幌 市 白 石 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡
盛 岡 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡	九 州 営 業 所	福 岡 県 大 野 城 市
仙 台 営 業 所	仙 台 市 宮 城 野 区	東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 千 代 田 区

- (注) 1. 札幌営業所は、2023年6月12日付にて、札幌市北区から同市白石区に移転いたしました。
2. 2024年4月1日付にて、熊本県菊池市に熊本営業所を開設いたしました。
3. 九州営業所は、2024年4月1日付で名称を変更し、福岡営業所になりました。

② 株式会社アイオンテック

名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	埼 玉 県 朝 霞 市

③ Okada America, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 オ レ ゴ ン 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 テ キ サ ス 州

- (注) 本社は、2023年6月1日付にて、オレゴン州クラカマス市から同州キャンビー市に移転いたしました。

④ Okada Midwest, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 イ リ ノ イ 州

⑤ Okada Europe B.V.

名 称	所 在 地
本 社	オランダ王国ロッテルダム市

⑥ Okada Aiyon (Thailand) Co., Ltd.

名 称	所 在 地
本 社	タイ王国アユタヤ県

⑦ 株式会社南星機械

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	熊 本 県 菊 池 市	長 野 営 業 所	長 野 県 長 野 市
熊 本 営 業 所		新 潟 営 業 所	新 潟 市 東 区
東 京 支 店	東 京 都 港 区	広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
札 幌 営 業 所	札 幌 市 西 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡
大 阪 営 業 所	大 阪 市 中 央 区	直 轄 営 業 部	東 京 都 千 代 田 区
中 部 営 業 所	岐 阜 県 大 垣 市		

(注) 2024年4月1日付にて、熊本営業所は当社熊本営業所、大阪営業所は当社関西支店、中部営業所は当社中部営業所、広島営業所は当社広島営業所、四国営業所は当社四国営業所、直轄営業部は当社営業部東京オフィスに統合いたしました。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
491名	4名増

(注) 使用人数は就業人員数（常用パートタイマーを含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
223名	10名増	41歳3ヶ月	13年10ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く、常用パートタイマーを含む。）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,762百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,062百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	385百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	173百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	700百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,378,700株 (自己株式344,688株を含む。)
 ③ 株主数 7,069名
 ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	589,900	7.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	441,900	5.50
岡 田 眞 一 郎	342,150	4.25
極東開発工業株式会社	300,000	3.73
株式会社三井住友銀行	242,930	3.02
株式会社三菱UFJ銀行	220,000	2.73
岡 田 町 子	220,000	2.73
株式会社テイサク	185,000	2.30
株式会社池崎鉄工所	180,100	2.24
萱 岡 和 夫	174,800	2.17

- (注) 1. 当社は、自己株式を344,688株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

譲渡制限付株式報酬	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	2,900株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(3) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権等の内容の概要	
第1回新株予約権	
発行決議日	2013年9月13日
新株予約権の数	242個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,800株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 61,300円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2013年10月1日から2043年9月30日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 26個 目的となる株式数 2,600株 保有者数 1人
第2回新株予約権	
発行決議日	2014年12月9日
新株予約権の数	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,300株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 76,100円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2014年12月26日から2044年12月25日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1人
第3回新株予約権	
発行決議日	2015年12月11日
新株予約権の数	94個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,200株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 84,000円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2015年12月27日から2045年12月26日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 23個 目的となる株式数 2,300株 保有者数 2人
第4回新株予約権	
発行決議日	2016年12月9日
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,500株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 74,700円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円(1株につき1円)
権利行使期間	2016年12月27日から2046年12月26日まで
行使の条件	(注)2
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 56個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 4人

(注) 1. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができない。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(4) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	岡 田 祐 司	
専 務 取 締 役	前 西 信 男	管理部門担当兼経営企画室長
常 務 取 締 役	山 口 照 和	営業部門担当 株式会社テイサク社外取締役
常 務 取 締 役	川 島 政 浩	機械部門担当
取 締 役	古 田 均	大阪公立大学特任教授
取 締 役	小 林 恵	株式会社神戸機材代表取締役社長
取 締 役	吉 田 晴 行	
常 勤 監 査 役	穂 積 一 郎	
監 査 役	稲 田 正 毅	共栄法律事務所パートナー弁護士、関西学院大学大学院司法研究科教授
監 査 役	中 尾 正 孝	公認会計士中尾正孝事務所代表

- (注) 1. 取締役古田均氏、取締役小林恵氏および取締役吉田晴行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲田正毅氏および監査役中尾正孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中尾正孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役古田均氏、取締役小林恵氏、取締役吉田晴行氏および監査役稲田正毅氏、監査役中尾正孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役・監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の個人別の報酬等（2. 3. を除く固定報酬）の額又は算出方法の決定方針
 取締役の個人別の固定報酬に関しては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、役員規程第26条（報酬の基準）の役員別報酬区分に基づき、各取締役の役位、担当、経験、実績等を考慮したうえで、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会で決議する。
 代表取締役に一任する際には、その旨を取締役会で決議し、指名報酬委員会の諮問を経て代表取締役が決定する。
2. 業績連動報酬等がある場合、業績指数の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針
 取締役の業績連動報酬である役員賞与は、会社の営業成績に応じた益金処分として支払われる。従業員兼務取締役は取締役報酬部分のみが本報酬に該当する。営業成績は、連結売上高、連結営業利益および連結経常利益の目標達成率、同対前年比増減率等を総合的に判断するものとする。当該指標を選択した理由は、当該指標が当社連結業績の目標指標であるためである。そのうえで、

- ・従業員定例賞与の支給係数や従業員特別賞与の支給月数とのバランス
- ・全役員と全従業員の年間の賞与総支給額が、税引前・賞与引当前の連結経常利益の1/3を上限の目安とすること

等を考慮し、支給月数について取締役会で決議し決定する。

3. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株価上昇および企業価値向上への取締役の貢献意欲を高めるために取締役（社外取締役は除く）に付与するものとし、年1回、対象取締役の固定報酬の1ヶ月相当額分の当社普通株式の付与株式数(100株単位)を取締役会で決議し決定する。

4. 固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬は上記1.～3.の決定方針に基づき個別に決定し、報酬総額に対する各々の割合に関しては、変動するものとする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期、又は条件の決定方針

固定報酬は、役員規程に定めるとおり、1. で決定した額を、社員賃金の支給日に支給する。

役員が月の途中で就任又は退任する場合には、日割計算せず1ヶ月分を支給する。また、年1回（毎年7月から）、報酬額の増減を行うことがあり、役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から改定を行うものとする。

業績連動報酬は、2. で決定した額を夏季の社員賞与の支給日に支給する。

譲渡制限付株式は、3. で決定した株数を、毎年7月の報酬見直し後に新報酬に基づいた株数を計算し支給する。なお、譲渡制限付株式は各取締役と会社の間で交わす「譲渡制限付株式割当契約書」に基づき、退任等の一定の要件により譲渡制限が解除される。また、取締役の刑罰、破産等の無償取得事由に該当した場合には、会社が各取締役から無償取得できる。

(注) 2024年3月期における業績指標に関する実績は以下のとおりです。

	実 績 (百万円)	連結業績 予 想 (百万円)	達 成 率 (%)	前 年 比 (%)
連 結 売 上 高	27,095	26,500	102.2	14.9
連 結 営 業 利 益	2,719	2,650	102.6	38.4
連 結 経 常 利 益	2,814	2,650	106.2	43.5

(注) 連結業績予想は、2023年11月10日発表の修正後2024年3月期通期連結業績予想を記載しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	160 (12)	90 (9)	63 (3)	7 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	21 (7)	15 (5)	5 (1)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	182 (19)	105 (14)	69 (5)	7 (-)	13 (6)

- (注) 1. 上表には、2023年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額230百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。また、これとは別枠で上記定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬の限度額として年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長岡田祐司に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお委任された内容の決定にあたっては、その妥当性等について事前に指名報酬委員会へ諮問しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月26日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

2023年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役を支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役1名に対し 11百万円

また、2020年6月18日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役の役員退職慰労金について、未清算金が判明したため、以下のとおり支払いを行いました。

・取締役1名に対し 0.2百万円

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

古田均氏は、大阪公立大学特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

小林恵氏は、株式会社神戸機材の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

稲田正毅氏は、共栄法律事務所のパートナー弁護士および関西学院大学大学院司法研究科教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

中尾正孝氏は、公認会計士中尾正孝事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	古田均	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、有識者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 古田氏は、社外取締役に就任以降、大学特任教授としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社商品の現場活用、新技術開発の側面において、十分な役割・責務を果たしております。また当事業年度に開催された2回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小林 恵	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 小林氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また当事業年度に開催された2回の指名報酬委員会では、委員として役員的人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
社外取締役	吉田 晴行	2023年6月23日就任以降開催された取締役会10回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。 吉田氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役	稲田 正毅	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、および監査役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	中尾 正孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、および監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員とは、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を、法令に定める最低責任限度額を限度として締結しております。

【ご参考】取締役、監査役および執行役員のスキル・マトリックス

当事業年度末日における取締役、監査役および執行役員が備えるスキルは次のとおりです。

地 位	氏 名	経 営	グローバル	建 機 業 界	営 業 ・ 戦 略	開 発 ・ 生 産 ・ 技 術 ・ I T	人 事 ・ 法 務 ・ リ ス ク 管 理	財 務 ・ 会 計 ・ 監 査	学 術 ・ 知 財
代表取締役社長	岡田祐司	●	●	●	●				
専務取締役	前西信男	●			●		●	●	
常務取締役	山口照和		●	●	●				
常務取締役	川島政浩			●	●	●			
取 締 役	古 田 均		●			●			●
取 締 役	小 林 恵	●					●		●
取 締 役	吉 田 晴 行	●	●	●	●				
常勤監査役	穂積一郎				●		●	●	
監 査 役	稲田正毅						●	●	●
監 査 役	中尾正孝						●	●	●
執 行 役 員	岡 本 巖			●	●		●		
執 行 役 員	杉本康司		●	●	●				
執 行 役 員	東野道夫			●	●	●			
執 行 役 員	高橋 昇			●	●	●			
執 行 役 員	島田晴行		●	●	●				

(5) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちOkada America, Inc.については、会計監査人と同一のネットワークに属するKPMGグループの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。社長の任命する委員長を中心とするコンプライアンス委員会を設置し、社内リスク状況把握・分析、使用人に対するコンプライアンス教育方針の決定を行う。
 - ロ. 内部監査部門として内部監査室を置く。
 - ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程の策定にあたる。
その中で、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
その他の当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの企業毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部およびコンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し管理することとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が、職務の補助使用人を求めたときには、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
また、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は法令および反社会的勢力排除の理念に則り、反社会的行為には一切関与せず、不当要求には毅然と対応し、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とし、「企業行動規範」に定める。

具体的な整備としては、反社会的勢力対策規程・マニュアルを策定し、業務運営上の事前確認ルールや社内体制について定めるほか、警察をはじめとした外部専門機関との連絡を密に行って、その実効性を高める。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに関する社内のリスク状況把握・分析、従業員に対する教育方針の決定を行うコンプライアンス委員会を、当事業年度においては2回開催いたしました。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、管理職・職種別・階層別・新入社員等の各研修においてコンプライアンス研修を計6回開催いたしました。

内部通報制度「ホットライン」の通報・相談に対してはコンプライアンス委員会が責任をもって事実を調査し、取締役会に逐次報告の上、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

なお、通報者に対し不利益な取扱いを行わないよう徹底しております。

② リスク管理体制

内部監査部門によるリスク管理状況については、「内部監査報告会」を実施し、各部門の監査を行った際の指導・改善点の報告をいたしました。

また、災害に備えて「安否確認サービス」を導入しております。これにより非常時においても従業員の安否確認を行える体制を整え、事業継続体制の維持・向上に努めております。

③ 取締役の業務執行の体制

「取締役会規程」「職務権限規程」に則り、職務の執行が適切かつ迅速に行われるよう努めました。当事業年度においては取締役会を13回開催し、月次決算の報告、各議案についての審議、各取締役より業務執行の報告を行い活発な意見交換がなされております。また、取締役会では各取締役より毎月、コンプライアンス・リスクなど直近の重要事項およびトピックスを報告しています。

④ 監査役の監査体制

当事業年度においては監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制報告会等の重要な会議に出席、各営業所への往査も行い、業務執行が適正になされているかを確認いたしました。また、内部監査室・会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めています。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み、初回の取引開始時には過去の公知情報を外部機関にて確認する等の反社チェックを行っております。また、当社は「大阪府企業防衛連合協議会」に加盟しており、企業防衛に関する必要な情報の収集を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,486,667	流動負債	16,098,636
現金及び預金	4,465,440	支払手形及び買掛金	4,670,849
受取手形	1,832,982	短期借入金	8,302,603
売掛金	3,853,858	1年内返済長期借入金	839,948
棚卸資産	12,847,974	未払金	723,531
その他	487,756	未払法人税等	456,699
貸倒引当金	△1,344	賞与引当金	288,843
固定資産	10,521,618	役員賞与引当金	71,540
有形固定資産	8,715,224	株主優待引当金	45,541
建物及び構築物	4,432,676	その他	699,079
機械装置及び運搬具	524,554	固定負債	1,889,657
土地	3,370,310	長期借入金	1,140,372
建設仮勘定	52,133	退職給付に係る負債	561,742
リース資産	285,935	その他	187,543
その他	49,614	負債合計	17,988,294
無形固定資産	478,120	(純資産の部)	
のれん	173,336	株主資本	15,101,951
その他	304,784	資本金	2,221,123
投資その他の資産	1,328,272	資本剰余金	2,284,751
投資有価証券	513,081	利益剰余金	10,826,181
長期貸付金	224,770	自己株式	△230,105
繰延税金資産	467,579	その他の包括利益累計額	898,006
その他	126,127	その他有価証券評価差額金	200,747
貸倒引当金	△3,285	繰延ヘッジ損益	2,799
		為替換算調整勘定	694,459
		新株予約権	20,034
		純資産合計	16,019,991
資産合計	34,008,285	負債純資産合計	34,008,285

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結損益計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,095,704
売上原価	18,945,753
売上総利益	8,149,950
販売費及び一般管理費	5,429,980
営業利益	2,719,970
営業外収益	
受取利息	20,555
受取配当金	10,736
固定資産売却益	26,013
為替差益	213,890
持分法による投資利益	2,074
その他	37,736
合計	311,006
営業外費用	
支払利息	140,413
シンジケートローン手数料	7,185
債権売却損	7,201
固定資産除売却損	11,258
デリバティブ評価損	49,967
その他	467
合計	216,495
経常利益	2,814,481
特別損失	
減損損失	98,139
税金等調整前当期純利益	2,716,341
法人税、住民税及び事業税	897,339
法人税等調整額	△67,903
当期純利益	1,886,906
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,886,906

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日残高	2,221,123	2,280,478	9,244,177	△236,885	13,508,893
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△304,902		△304,902
親会社株主に帰属する当期純利益			1,886,906		1,886,906
自己株式の取得				△89	△89
自己株式の処分		4,273		6,870	11,143
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	4,273	1,582,003	6,780	1,593,057
2024年3月31日残高	2,221,123	2,284,751	10,826,181	△230,105	15,101,951

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	その他の包括 利益累計額合計		
2023年4月1日残高	98,103	9,761	319,735	427,600	24,610	13,961,104
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△304,902
親会社株主に帰属する当期純利益						1,886,906
自己株式の取得						△89
自己株式の処分						11,143
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	102,644	△6,961	374,723	470,405	△4,576	465,829
連結会計年度中の変動額合計	102,644	△6,961	374,723	470,405	△4,576	2,058,886
2024年3月31日残高	200,747	2,799	694,459	898,006	20,034	16,019,991

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,136,346	流動負債	13,220,632
現金及び預金	2,453,093	支払手形	1,414,349
受取掛手形	1,634,958	買掛金	1,206,817
売掛金	3,222,823	短期借入金	7,802,603
商製品	2,144,759	1年内返済長期借入金	839,948
製成品	1,934,572	未払金	969,037
原材料	1,600,058	未払法人税等	305,807
貯蔵品	34,261	賞与引当金	187,017
短期貸付金	796,694	役員賞与引当金	69,740
前払費用	77,785	株主優待引当金	45,541
前未収入金	33,221	その他	379,770
前そ渡の引当金	199,404	固定負債	1,662,798
貸倒引当金	△1,469	長期借入金	1,140,372
固定資産	11,069,813	退職給付引当金	389,763
有形固定資産	5,498,130	リース負債	132,663
建物	2,244,035	負債合計	14,883,431
構築物	285,419	(純資産の部)	
機械装置(自用)	98,983	株主資本	10,101,559
機械装置(賃貸)	254,749	資本金	2,221,123
車両運搬具	30,004	資本剰余金	2,284,751
工具器具備品	20,376	資本準備金	2,171,688
土地	2,236,273	その他資本剰余金	113,063
リース資産	280,783	利益剰余金	5,825,789
建設仮勘定	47,504	利益準備金	99,020
無形固定資産	257,158	その他利益剰余金	5,726,769
借地権	133,727	圧縮記帳積立金	63,915
電話加入権	6,037	別途積立金	1,332,000
ソフトウェア	112,731	繰越利益剰余金	4,330,853
その他	4,661	自己株式	△230,105
投資その他の資産	5,314,525	評価・換算差額等	201,135
投資有価証券	472,219	その他有価証券評価差額金	198,335
関係会社株証	1,607,129	繰延ヘッジ損益	2,799
敷金・保証金	44,077	新株予約権	20,034
固定化営業債権	2,815		
繰延税金資産	238,931		
長期貸付金	2,888,180		
その他	64,055		
貸倒引当金	△2,882		
資産合計	25,206,159	純資産合計	10,322,728
		負債純資産合計	25,206,159

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,419,041
売上原価	14,104,024
売上総利益	4,315,016
販売費及び一般管理費	3,294,384
営業利益	1,020,632
営業外収益	
受取利息	108,884
受取配当金	142,283
受取経営指導料	12,000
固定資産売却益	24,254
為替差益	213,646
その他	61,759
営業外費用	
支払利息	136,561
シンジケートローン手数料	7,185
債権売却損	5,917
デリバティブ評価損	49,967
固定資産除売却損	4,408
その他	0
経常利益	1,379,419
税引前当期純利益	1,379,419
法人税、住民税及び事業税	440,024
法人税等調整額	△45,448
当期純利益	984,843

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
					圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2023年4月1日残高	2,221,123	2,171,688	108,790	2,280,478	99,020	64,764	1,332,000	3,650,064	5,145,848	△236,885	9,410,564
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△848		848	－		－
剰余金の配当								△304,902	△304,902		△304,902
当期純利益								984,843	984,843		984,843
自己株式の取得										△89	△89
自己株式の処分			4,273	4,273						6,870	11,143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											－
事業年度中の変動額合計	－	－	4,273	4,273	－	△848	－	680,789	679,940	6,780	690,994
2024年3月31日残高	2,221,123	2,171,688	113,063	2,284,751	99,020	63,915	1,332,000	4,330,853	5,825,789	△230,105	10,101,559

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 び 益 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2023年4月1日残高	98,406	9,761	108,167	24,610	9,543,342
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩					－
剰余金の配当					△304,902
当期純利益					984,843
自己株式の取得					△89
自己株式の処分					11,143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	99,929	△6,961	92,967	△4,576	88,391
事業年度中の変動額合計	99,929	△6,961	92,967	△4,576	779,385
2024年3月31日残高	198,335	2,799	201,135	20,034	10,322,728

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

オカダアイオン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

オカダアイオン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会については、毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見交換するとともに、情報の共有に努め、独立した客観的な立場から取締役の業務執行について適法性及び妥当性を検証しました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、内部監査部門から、子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

オカダアイオン株式会社 監査役会

常勤監査役	穂	積	一	郎	Ⓣ
社外監査役	稲	田	正	毅	Ⓣ
社外監査役	中	尾	正	孝	Ⓣ

第65回 定時株主総会会場ご案内図

会場

アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグランドボールルーム

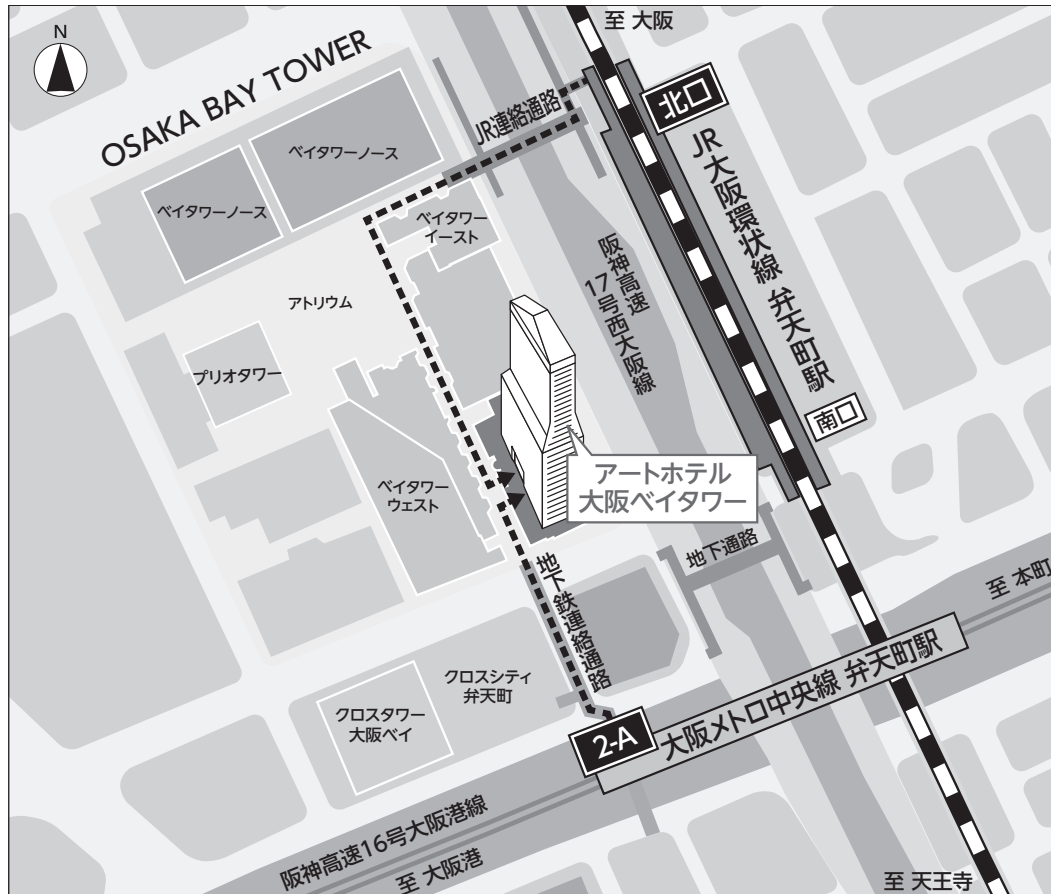
大阪市港区弁天1丁目2番1号 (OSAKA BAY TOWER内) 電話 (06) 6577-1111

交通

●大阪メトロ中央線「弁天町」駅 西改札2-A出口からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約5分

●JR大阪環状線「弁天町」駅 北口改札からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約8分

※車いすの株主様は、大阪メトロ中央線「弁天町」駅からのアクセスが便利です。



お願い

駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
なお、お車で越越しの場合は、OSAKA BAY TOWERの地下駐車場をご利用ください。
駐車料金につきましては、株主様のご負担となりますので、ご了承ください
ますようお願い申し上げます。

UD
FONT